

中井町中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する中小企業の従業員に対する雇用の安定と福祉の向上を図り、そして中小企業の振興に資するため、中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第2条 退職金共済掛金の一部補助金（以下「奨励補助金」という。）の交付を受けることができる者は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条に規定する特定退職金共済団体（以下「共済団体」という。）と中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約を締結した者（以下「共済契約者」という。）で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内において1年以上継続して事業を営んでいる者。
- (2) 町税の納付義務者であって、町税を完納している者。

(補助率)

第3条 補助率は、共済契約者が雇用する従業員1人につき、払込み掛金の10分の1以内とし、対象となる掛金は1人につき1ヶ月5,000円以内とする。

(補助期間)

第4条 奨励補助金の交付期間は、共済契約者が新たに雇用する従業員の共済契約を締結した日の属する月から起算して60月間とする。

(交付申請)

第5条 奨励補助金の交付を受けようとする共済契約者は、中小企業退職金共済制度奨励補助金申請書（第1号様式）を毎年2月末日までに町長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、中井町中小企業退職金共済制度奨励補助金交付・不交付

決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（奨励補助金の請求）

第7条 奨励補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定の日から30日以内に町長に請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

（奨励補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに奨励補助金を交付しなければならない。

（変更届）

第9条 奨励補助金の交付を受けた共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに共済契約変更届（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- （1）共済契約者の変更があったとき。
- （2）事業を廃止又は休止したとき。

（奨励補助金の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全額又は、一部の返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。